

## 「メキシコにおける外資政策の転換と経済構造の変化」

中央大学大学院 商学研究科  
博士後期課程  
田邊 栄治

本報告ではメキシコにおける外資政策の転換によって、メキシコ経済をとりまく状況がどのように変化してきたのかを対外経済関係、とくにアメリカ資本とアメリカを除く外国資本との関係を対比しながら検討する。

1993年に行われた外資法の改正により、一部の参入規制業種を除いて、商務工業振興省の得ることなくメキシコ進出ができるようになった。それ以前の1973年外資法は、輸入代替工業化を目的としたもの、つまりメキシコ国内の産業を保護育成するためのものであった。そのため特別な場合を除いて、外国資本の過半数以上の出資は認められなかった。この改正により、メキシコ資本と関係のない100%外国資本の子会社がメキシコへ進出することが可能となった。

この外資法改正は、1994年1月に発効したNAFTAのためとも考えられる。というのも、メキシコへの直接投資は増加したが、なかでもアメリカからの増加分が多いということが、そのことを示しているのだろう。

また、1994年末になって、大量に発行したドル建て短期国債であるテソボノスの非居住者保有分の残高が外貨準備高を大きく上回っているため、1995年の第一四半期の償還が困難になったことが明らかとなった。アメリカ政府は1995年1月2日に180億ドルの支援パッケージ、31日には為替安定化基金からの200億ドルを含む、総額528億ドルの対メキシコ支援パッケージを組成した。数年ごとに起こっている通貨危機で、これほど迅速にアメリカ政府が対応したことはない。この点も含めて考えると、やはりメキシコはアメリカ経済にとっても重要な国といえる。

そこで外資法改正後、どのような企業がメキシコへ進出したのか、またその企業がメキシコ経済のなかでどれくらいの影響力を持っているのかを検討する。とくに本報告では、自動車産業、鉄鋼産業、小売産業といった主要産業のアメリカ資本とアメリカを除く資本とを対比させながら、メキシコ経済に占めるアメリカ資本の影響力の大きさとその特徴を示したい。

\* レジメ、資料を当日配布します。